

地方分権時代の中核市における権限移譲のあり方に関する提言

国が進める地域主権改革については、国と地方の協議の場に関する法律や2次にわたるいわゆる地域主権改革一括法が成立し、第3次一括法案が第180回通常国会に提出されたものの、地方分権改革推進委員会の勧告事項に係る基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについては、法案に盛り込まれていないものが多数あるなど十分なものとはなっていない。また、国・都道府県・基礎自治体の役割分担についても、未だ明確になっておらず、地方分権改革は道半ばと言わざるを得ない。

平成23年、政府において、『地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを行う』方針が示されたことから、今後はその取組を積極的に推進し、地方の意見を制度や政策に着実に反映させることが望まれる。分権型社会の実現は、地方自治体の長年の悲願であり、この流れを絶やすことなく、一層のスピード感をもって対応することが重要である。

また、基礎自治体への事務権限の移譲にあたっては、円滑かつ的確な事務処理を実現するために必要な財源、専門知識・技能等を有した人員や施設・設備を確保することが必要であることから、国及び都道府県がそれぞれの責任において、総合的な権限移譲の枠組みを構築することを求め、以下のとおり提言するものである。

1 地方に真の裁量権を付与するため、条例委任における「従うべき基準」を原則として排除すること

第1次及び第2次のいわゆる地域主権改革一括法においては、義務付け・枠付けの見直しと併せ、条例制定権の拡大が謳われているが、その多くは「従うべき基準」とされており、その場合、基礎自治体にはほとんど裁量の余地がない状況である。

地方分権の理念に基づくならば、国・都道府県・基礎自治体の役割分担を明確にする中、住民生活に直結する事務事業は、基礎自治体が、自己決定・自己責任のもと担うべきであり、そのためには地域の実情や住民ニーズにきめ細かく対応ができるよう裁量権が最大限付与されるべきである。

このようなことから、地域の独自性が発揮できる裁量権を確保するため、条例委任における「従うべき基準」は原則として排除するよう求める。

2 地域の実情に応じた必要な事務権限の移譲を行うため、基礎自治体の主体的な判断による「選択制による権限移譲の枠組み」を確立すること

地域主権改革一括法により、基礎自治体への権限移譲は進みつつあるものの、地域の実情に応じた自主・自立のまちづくりを実現するためには、まだ不十分であると考えている自治体は多い。

特に地方分権のけん引役として先導的な役割を担うべき中核市においては、できる限り多くの事務権限が移譲される必要があるが、多種多様な行政需要を抱える基礎自治体への権限

移譲を今後さらに推進するにあたり、その主体性が発揮され、地域の特性に応じた独自のまちづくりを進めるためには、それに必要な事務権限も様々であるという点も考慮しなければならない。

このようなことから、今後の権限移譲においては、基礎自治体による主体的な判断による「選択制による権限移譲の枠組み」を確立するよう求める。この枠組みによって、地域の実情に応じた適切な権限移譲が可能となり、移譲される権限を積極的に活用する先進的な自治体の取組を促進し、さらには他の自治体に波及することで、全国的な権限移譲の流れを加速させることが期待できる。

3 特例条例による都道府県からの事務権限の移譲を円滑に行うための「権限移譲に関する基本的なルール」を確立すること

事務処理の特例条例の策定にあたっては、都道府県知事と市町村長との事前協議が必要とされているが、実質的には都道府県の一方向的な判断により、移譲対象事務が市町村へ提示されるため、市町村にとっては、その行政運営上、あるいは住民ニーズの面から、必ずしも必要でない事務事業が移譲対象となるケースが見受けられる。

その背景として、事務処理の特例に関する地方自治法の規定の運用についての明確な指針の不在、対等な立場での協議の機会の不足などがあり、市民生活の最前線で事業を行っている基礎自治体にとって望ましい権限移譲を円滑に実現するためには、こうした課題を解決するための新たな仕組みが必要である。

都道府県知事と市町村長との対等な立場による効果的な協議を実現し、住民に対する確かな行政サービスの提供を確保するためには、各都道府県と市町村の主体的な取組により、それぞれの地域の実情に応じた望ましい協議の場が確立されるべきであるが、その後押しとして、権限移譲に関する協議における広域自治体と基礎自治体の意見等の調整や基本的・統一的なルールの確立について、法令整備を含めた対応を求めるものである。

4 国の政策・施策の決定段階から、自治体規模ごとの団体の代表者を会議に参画させ、地方の意見を反映する機会を拡大すること

平成23年4月に成立した『国と地方の協議の場に関する法律』に基づき、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施については、国と地方との対等な立場での協議が行われることとなった。現在、この協議の場における地方側議員の構成は、地方六団体の代表とされているが、基礎自治体は、自治体規模などによって、その立場はそれぞれ異なる。

地域の実情をより正確に制度・施策に反映させるため、『国と地方の協議の場』をはじめ、国における地方分権に関する各種会議に、中核市市長会をはじめとする自治体規模ごとに団体の代表者を参画させることを制度化するよう求めるものである。

平成24年11月 2日
中核市市長会